

小さき花の園
防犯カメラシステム設置工事
仕様書

【一般競争入札】

社会福祉法人聖テレジア会

工 事 名 小 さ き 花 の 園 防 犯 カ メ ラ シ ス テ ム 設 置 工 事

設 置 場 所 神 奈 川 県 鎌 倉 市 腰 越 1 - 2 - 1
社 会 福 祉 法 人 聖 テ レ ジ ア 会 小 さ き 花 の 園

設 置 期 限 平 成 29 年 3 月 22 日 まで と す る 。 施 工 開 始 日 は 落 札 後 契 約 時 協 議 と す る 。

1 関 係 法 令 及 び 規 格 基 準

- (1) 建 築 基 準 法 ・ 消 防 法 ・ 労 働 安 全 衛 生 法
- (2) 建 築 工 事 共 通 仕 様 書 (国 土 交 通 省 官 房 庁 営 繕 部 監 修)
- (3) 機 械 設 備 工 事 共 通 仕 様 書 (国 土 交 通 省 官 房 庁 営 繕 部 監 修)
- (4) 公 共 建 築 改 修 工 事 標 準 仕 様 書
- (5) 神 奈 川 県 条 例 ・ 地 域 条 例
- (6) 日 本 工 業 規 格
- (7) そ の 他 関 係 法 令 及 び 規 格

本 工 事 は 上 記 法 令 規 格 等 に 従 い 施 工 す る こ と と す る 。

2 制 限 区 域 内 へ の 立 入 り

- (1) 施 設 は 、 隣 接 す る 施 設 と 同 敷 地 内 に あ る 為 、 敷 地 内 に 入 り 駐 車 場 等 を 利 用 す る 時 は 、 施 設 担 当 者 の 了 承 を 得 る こ と と す る 。

3 費 用 の 負 担 (工 事 ・ 検 査 等)

- (1) 材 料 、 工 事 の 検 査 材 料 、 工 事 の 検 査 (調 査 も 含 む) 並 び に 工 事 施 工 に 伴 う 測 定 等 に 必 要 な 費 用 は 、 す べ て 請 負 者 の 負 担 と す る 。
- (2) 本 仕 様 書 に 明 記 の 無 い も の で あ っ て も 、 工 事 施 工 上 当 然 必 要 な 費 用 は 請 負 者 の 負 担 と す る 。

4 許 可 申 請

- (1) 本 工 事 に 関 連 す る 官 公 署 と の 打 合 せ 及 び 申 請 ・ 届 出 に 関 す る 業 務 と 費 用 に つ い て は 、 す べ て 請 負 者 の 負 担 と す る 。
- (2) 本 工 事 は 、 神 奈 川 県 の 障 害 福 祉 施 設 等 施 設 整 備 費 補 助 金 (防 犯 対 策 に 係 る 整 備) を う け て 行 う も の で あ る 為 、 こ れ に 関 連 す る 官 公 署 等 と の 打 合 せ 及 び 申 請 ・ 届 出 に 関 す る 業 務 に つ い て 全 面 的 に 施 設 に 協 力 す る も の と す る 。

5 作 業 員 の 安 全 管 理

- (1) 請 負 者 は 工 事 の 施 工 に 当 た っ て は 、 常 に 細 心 の 注 意 を は ら い 労 働 安 全 衛 生 規 則 を 遵 守 し 作 業 員 の 安 全 を 図 る こ と 。 作 業 者 数 、 作 業 責 任 者 名 簿 を 明 示 、 相 互 に 支 障 の 無 い よ う に す る 。

6 安全対策

(1) 施工管理体制

本工事施工に際して事前に、施設担当者及び請負者と立入区域、施工期間、施工内容、緊急時の連絡体制を協議するとともに、安全管理に関する確認事項を定めてチェックリストを作成し施設担当者に提出することとする。

(2) 緊急時の連絡と対処

事故発生等の緊急事態が発生した場合には応急措置を実施するとともに予め施設担当者が指示した連絡先に速やかに連絡すること。また事故等の内容を記載した報告書を施設担当者に報告するとともに苦情、事故等の処理は請負業者が責任をもって対処することとする。

7 工事概要

工事は日中作業とし午前 8 時より午後 17 時までの作業とし、停電等を伴う作業の際は、事前に協議の上日程を調整し、法人・施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。

本工事は、神奈川県障害福祉施設等施設整備費補助金（防犯対策に係る整備）をうけて行うものである為、工事完了後の実績報告業務等に協力することとする。

工事完了後、メンテナンスを行える構造としメーカー等から部品調達、修理が行えることとし、詳細は下記の通りとする。

(1) 防犯カメラシステム設置工事

設置数量	防犯カメラ	8 台（屋外 2 台+屋内 6 台）
	デジタルレコーダー	1 台
	液晶モニター	2 箇所（各 1 台）
設置位置	本仕様書末尾の図面（平面図）を参照する。	

機器については下記の基準を満たす物とし、全て新品とする。

ア 防犯カメラ

- カメラ映像 : デイナイト機能を有すること
- 赤外線照射 : 赤外線照射距離 30m 以上
- 有効画素数 : 200 万画素以上
- 最低被写照度 : 0 ルクス
- 撮影可能角度 : 水平 103 度×垂直 53 度以上に設定が可能であること
- 屋外設置カメラは屋外対応（防塵防水規格 IP66、耐衝撃規格 IK10）であること
- 屋内設置カメラはドーム型であること

イ デジタルレコーダー

- ハードディスク内蔵であること
- 10 枚/秒程度の撮影で 30 日以上の録画が可能であること
- USB メモリ等へのバックアップが可能であること
- 録画解像度 : 1920×1080
- PoE 内蔵ネットワークレコーダーであること（別途 PoE-HUB 設置も可）
- 8 台のカメラ画像の同時表示が可能であること

- ウ 液晶モニター
液晶カラーモニター
サイズ 21.5 型 (HDMI 対応) 以上

(2) 配線工事

- ア 各機器をつなぐ配線ルートを調査・確認し、使用できる既存設備（ケーブル・ラック・配管等）については使用し、必要に応じて新規に電線・配管等を施工する。
- イ 原則隠蔽配線とし、やむを得ず露出配線を要する場合は事前に施設担当者と協議の上で施工する。
- ウ 貫通処理を伴う場合は事前に施設担当者と協議の上で施工する。
- エ 天井内に増幅器やスイッチングハブ等を設置する場合は、工事完了後メンテナンスを行えるよう点検口を設けるか既存点検口付近に設置施工する。
- オ 設置する配線・機器類は新品を使用すること。

(3) その他工事

- ア 本工事に伴うすべての関連工事一式。

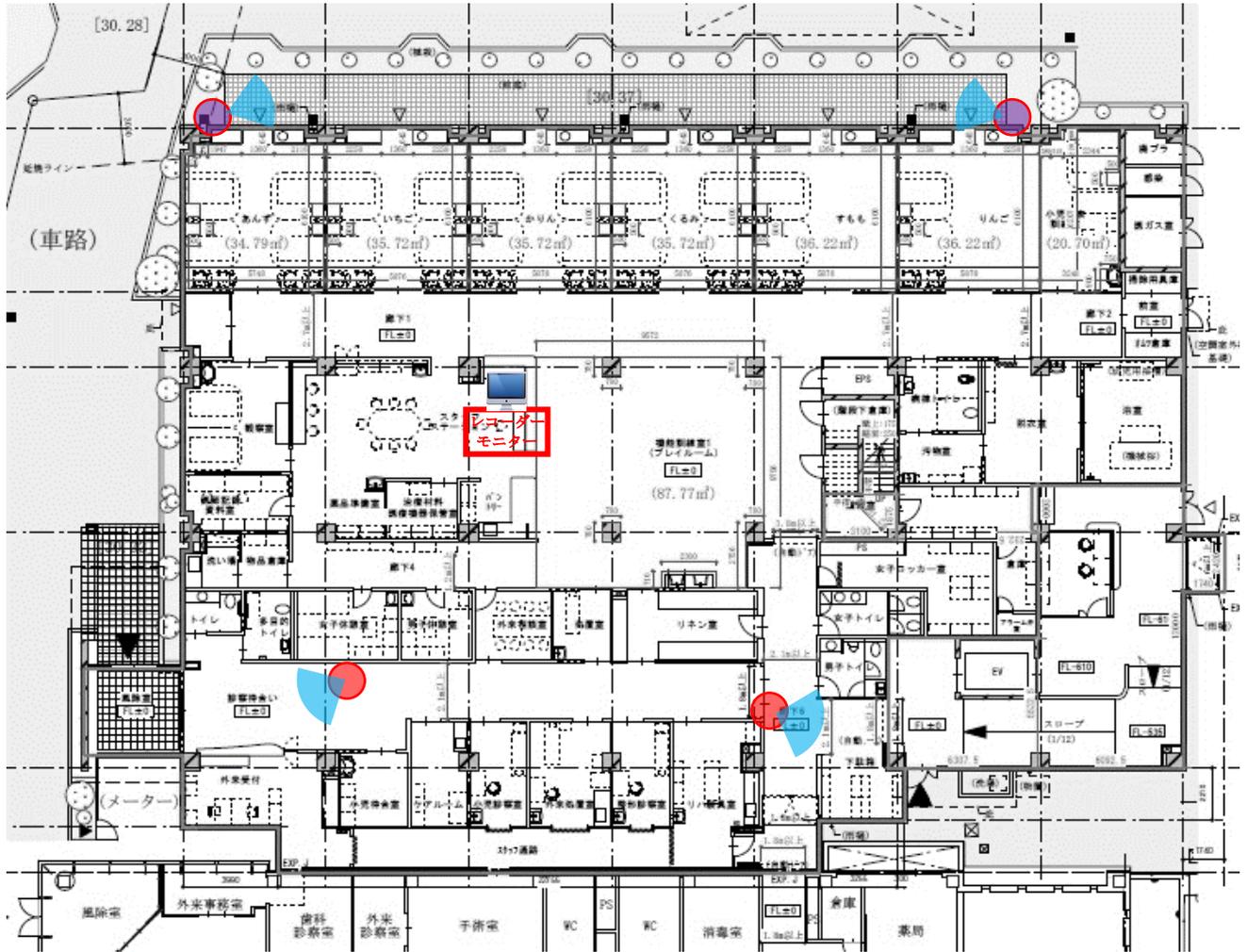
(4) 保証

- ア 保証期間は工事完了検査後 1 年とする。ただし、メーカー発行の保証書により 1 年を超える保証がある場合はそれによる。また、納入者の責任に属する不良箇所が生じた場合は無料で修理または交換するものとする。

8 工程上の制限・注意事項

- (1) 施設運営に支障のないよう工事担当者と工程等を計画し発注者の承認を得た後工事に着手する。
- (2) 工事をしていく上で施設内利用者にご負担がかからないよう、工程を組むこととする。
- (3) 苦情、事故等の処理は請負業者が責任をもって対処する。
- (4) 本工事の使用材料は必ず施設担当者の審査を受けることとする。
- (5) 設計書等に記載がなくても、施工上必要とされるものはすべて本工事に含むこととする。
- (6) 歩行者、車両の通行する付近での工事には安全確保のために誘導員の配置をする。
- (7) 現場は常に清潔に保ち、材料等を散らかさない。
- (8) 火気等を使用する場合は施設担当者に事前に承認を得ることとする。
- (9) 作業終了時には、整理整頓・現場周辺等の清掃を行うこととする。
- (10) 工事をしていく上で労働基準法及び関係法令等を遵守するとともに、知り得た個人情報を含めた情報の漏洩防止に対して万全を期すこと。
- (11) 受託者が反社会勢力から不当要求または不当介入を受けた場合は、これを拒否し速やかに委託者へ報告するとともに警察への通報及び調査上必要な協力を行うこと。
- (12) 業務上使用する用水、電力等については必要最小限にとどめるよう努力すること。

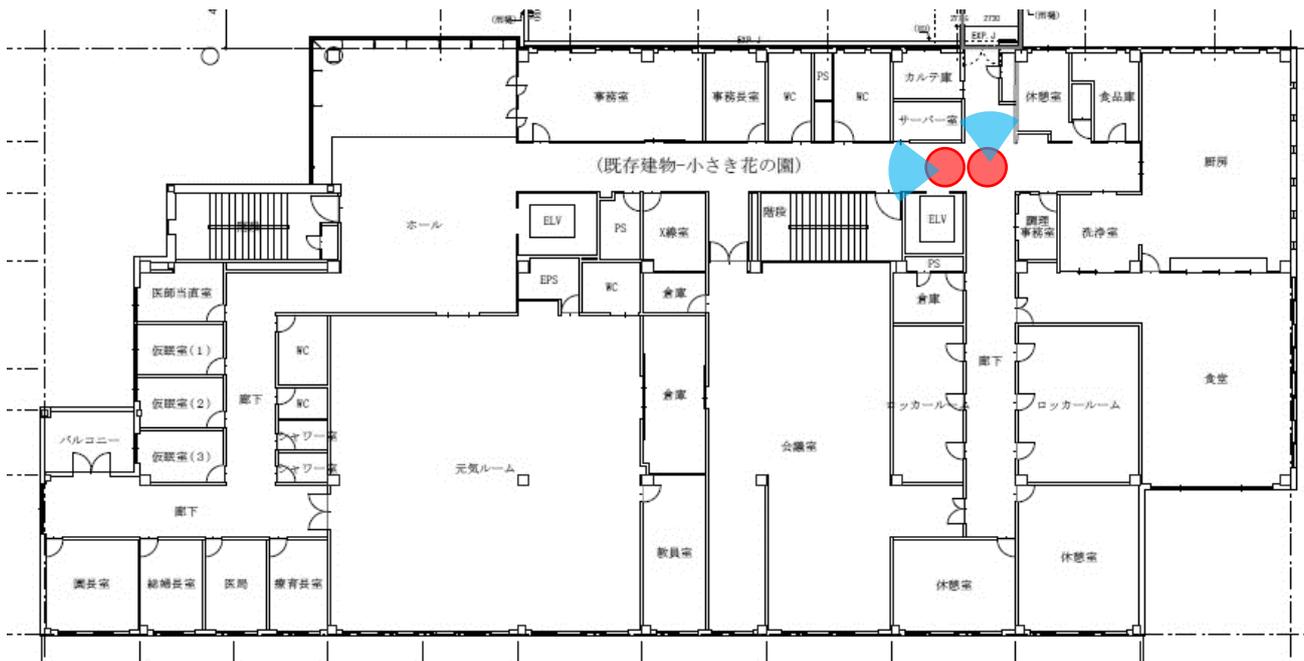
聖マリア棟 1階 (第2病棟・外来)



小さき花の園 既存棟 1階



小さき花の園 既存棟2階



カメラ設置位置 ●

撮影方向

モニター設置位置

屋外カメラ設置位置 ●

以上

問合せ先 本部事務局管理センター
久保
電話：0467-31-1360
FAX：0467-32-6330